

平成十三年三月一日提出  
質問第三五号

福岡県久留米市の廃棄物処分場に関する質問主意書

提出者

小沢和秋

赤嶺政賢

## 福岡県久留米市の廃棄物処分場に関する質問主意書

福岡県久留米市高良内町杉谷地区で、久留米市により、新しく管理型の廃棄物処分場建設が予定されている。計画では第一処分場を先行して建設し、第一処分場を使用しながら廃棄物によって第一処分場が埋まれば、引き続き第二処分場建設を進めることになっている。久留米市は今年度から取付道路建設工事に取りかかろうとしているが、地元住民の同意をえないまま強引に事業を進めているため、現在は住民の反対により測量作業も止まっている状況である。

そこで、次の事項について質問する。

- (一) 第二処分場は隣接する山林が土砂流失防備保安林であるため、建設工事を行うに際しては保安林の解除が必要となる。久留米市長は市議会での答弁や市の広報等を通じて、この保安林の解除は既定の事実のように喧伝しているが、土砂流失防備保安林解除の権限は農林水産大臣の専決事項ではないのか。

- (二) 土砂流失防備保安林解除のためには申請手続きが必要なはずであるが、久留米市長は保安林の解除がすでに決まっているかのごとく公言している。国は保安林解除の申請をすでに受理し、許可したの

か。

(三) 建設予定地は砂質泥質片岩という脆弱な岩盤の上にある。国の廃棄物処理施設構造指針等に照らせば、地滑り等の災害を引き起こす恐れがある処分場の建設は認められないのではないか。

(四) 久留米市が計画している新処分場の設計図は、すでに国に届けられている。本処分場のように脆弱な岩盤からできた狭隘な谷間に擁壁とダムを築き、災害を引き起こす恐れがある設計の管理型処分場の建設について国としてどう考えるか。

また、このような立地条件での処分場建設の前例が、わが国内のどこか他にあるのか。あるのであれば、具体的に所在を明らかにされたい。

(五) 新処分場建設予定地は水源地の中にある。筑後川の最上流の一つ、寺尾川直上の処分場建設計画は許されないことではないのか。水源地の中の処分場建設について国としてどう考えるか。

また、水源地の中の処分場建設の前例が、わが国内のどこか他にあるのか。あるのであれば、具体的に所在を明らかにされたい。

(六) 第一処分場を使用しながら引き続いて第二処分場を建設することになっており、第一処分場建設と

第二処分場建設は一連のものと考えられる。第二処分場建設に当たって必要な保安林解除の前に、第一処分場建設工事を開始することは許されないことではないのか。久留米市の本事業に関し、現段階では国は補助金を交付すべきでないのではないのか。

(七) 久留米市はすでに高良内町内野地区に管理型の廃棄物処分場を有しているが、コンクリート擁壁から浸出水が滲み出て周辺の水田等に流れ込んだり、継ぎ目から樹木が枝を伸ばしたりしている等、市が不十分な管理は目に余るものがある。現在は新たな廃棄物を埋めてはいないが、国は遮水対策が不十分な施設がこのまま放置されることを安全なものと考えられるのか。周囲の環境保全のため、厳しく指導すべきではないか。

右質問する。